

会計年度任用職員の組合費等の取り扱い

規約改正へ「組合員全員投票」を実施



月2回刊=号 外
2020年7月13日 発行
発行日 毎月15日30日
発行所
盛岡市内丸10番1号
岩手県庁内
岩手県職員労働組合
印刷所
盛岡市上田二丁目17-4
有限会社 ジョー印刷企画
一部 40円
組合員購読料は組合費に含む

会計年度任用職員

組織化へ信任の一票を

今年4月から制度導入された会計年度任用職員(旧臨時職員・旧非常勤職員)の処遇改善を進めるため、当該職員の組合加入促進に取り組んでいます。6月20日の県職労第124回定期大会において、会計年度任用職員の皆さんが安心して組合活動に結集できる内容での組合費等の考え方に賛同する議案が承認されたことから、岩手県職員労働組合規約(以下「規約」という。)の改正手続きとして、規約第42条に基づく全組合員による信任投票を行います。併せて規約改正に伴って施行となる県職労総合共済規程についても掲載します。

【組織化の必要性】

会計年度任用職員制度が導入されましたが、県当局の賃金水準の設定、休暇制度、任用等の勤務・労働条件は、処遇改善には不十分であり、引き続き改善を求めていく必要があります。

そのためには、当事者である会計年度任用職員自身が県職労の組合員となり、主体的に運動を構築していく組織としていく必要があるといえます。

また、県の職場は約6人に1人が会計年度任用職員であり、常勤の組合員と同じ県の職場で働く仲間として、勤務労働条件の改善に

【規約改正事項】

取り組む必要があります。このため、会計年度任用職員の組織化(組合員化)を進めるため、規約上の整備を行うものです。

① 普通組合費設定の考え方

今後の会計年度任用職員の賃金水準の改善に応じて柔軟に見直しをする必要があるため、規約上は「大会で別に定める」とし、大会決議で決定する取り扱いとします。

【大会決議事項】

普通組合費に関しては、会計年度任用職員

安心して働きつづける職場をつくらう!



の処遇(常勤職員との負担均衡や雇用が原則1会計年度であり身分が不安定)、他自治体の組合費水準、組合活動への保障等を考慮して、県職

労第124回定期大会で次のとおり承認されました。(内容は左記の通り)

会計年度任用職員に係る普通組合費:月額1,500円

ただし、報酬月額が中央執行委員会が定める基本設定額*を超える場合は、報酬月額に応じて100円単位で普通組合費を加算する(上限は月額1,800円)。

*概ね報酬月額の1%程度の組合費負担を考慮して設定。例えば、報酬月額17万~18万程度の場合は月額1,700円とする予定(詳細は、改正投票による信任後、基本設定額運用通知で改めて周知します)。

② 普通組合費の経過措置

改正規約が施行されるまでの間は組合費を免除します。

③ 所要の整備

ア 組合員資格

原則として、組合員資格は常勤職員と同様となりますが、会計年度任用職員の中には、週に○回といった勤務体系や、毎年だが季節的期間のみの雇用等、勤務形態が多様であることか

ら、組合加入にあたって資格の特例的な取扱の検討が必要となる場合を想定し、詳細な組合員資格の取り扱いについては中央執行委員会が別に議決する規定を設けるものとします。

イ 資格喪失の扱い

現規約では組合員の資格喪失は県職員を退職した場合と規定していますが、会計年度任用職員が1会計年度を上限とする任用であり、かつ、再度の任用も想

県職労総合共済の取扱いについて 規約改正と同時に施行予定

会計年度任用職員も県職労独自の共済である県職労総合共済の対象とするため、県職労総合共済規程の一部を改正します。総合共済規程は規約改正と同時に施行します(詳細は裏面)。

ア 給付事業

弔慰金(本人、配偶者、子及び親・配偶者の親の死亡時)、住宅災害見舞金、結婚祝金、重度障害見舞金、退職餞別金(3年以上在籍の場合)

ウ 実施時期

加入月から対象とし、掛金は加入月から徴収します。

イ 掛金

月額300円(加入初回は自治労共済出資金100円を加算)。

投票日は7月17日(金)です(午前9時~午後5時まで)

投票は分会単位で、有権者は7月1日現在の組合員です。不在者投票の期間は7月14日(火)から16日(木)です。本部選挙管理委員会で作成した投票袋に投函してください。投票は「○」(信任)、「×」(不信任)以外の記入は無効となりますので注意してください。開票は7月22日(水)に県職労本部選挙管理委員会一括開票となります。

分会役員のみなさんへ

★投票用紙は1種類です。確認の上、組合員に配布願います。
★投票用紙・投票袋の管理をお願いします。
★投票が終了した時点で、直ちに封印をし、支部書記局にお届け願います。

会計年度任用職員の組合費等の全体像

組合費(等)の内訳... 月額報酬から引き去りの予定です
原則1,800円/月の負担となります



① 普通組合費*1

(例) 組合情報や意見交換会時の資料・弁当代等、盛岡や県外での会議等における旅費etc

② 県職労総合共済*2の掛金

(慶弔共済の対象とするため必須加入となります)

*1 報酬月額の1%が1,500円を超える方(月額16万円以上17万円未満)は1,600円/月となり、以降も同様の考え方により100円単位で増額します(最高1,800円/月)。

*2 県職労総合共済掛金は組合加入月から徴収対象となります。



岩手県職員労働組合規約の一部改正 (案)

規約改正投票の対象

改正前	改正後
<p>岩手県職員労働組合規約</p> <p>第1条～第6条 (略) (組合加入)</p> <p>第7条 この組合に加入しようとする者は、文書により支部長経由のうえ中央執行委員長まで申し込まなければならない。 2 組合員の資格は、中央執行委員会で議決した日の翌日から取得する。ただし、定年退職後引き続き再任用職員として組合加入する場合は、退職の日の翌日から取得するものとする。</p>	<p>岩手県職員労働組合規約 (案)</p> <p>第1条～第6条 (略) (組合加入)</p> <p>第7条 この組合に加入しようとする者は、文書により支部長経由のうえ中央執行委員長まで申し込まなければならない。 2 組合員の資格は、中央執行委員会で議決した日の翌日から取得する。ただし、定年退職後引き続き再任用職員として組合加入する場合は、退職の日の翌日から取得するものとする。 3 前項に掲げるもののほか、会計年度任用職員に係る組合員資格の詳細な取り扱いについては、当該会計年度任用職員の任用内容を踏まえつつ、中央執行委員会が別に議決する。</p>
<p>第8条 (略) (資格の喪失)</p> <p>第9条 組合員は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によってその資格を奪われることはない。但し、次の場合はその資格を失う。 (1) 中央執行委員会が適当でないと認めた者 (2) 岩手県の職員を退職した者</p>	<p>第8条 (略) (資格の喪失)</p> <p>第9条 組合員は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によってその資格を奪われることはない。但し、次の場合はその資格を失う。 (1) 中央執行委員会が適当でないと認めた者 (2) 岩手県の職員を退職した者。ただし、会計年度任用職員にあっては、翌年度も継続して任用される見込みとなっている者にあっては、資格を喪失しないものとする。</p>
<p>第10条～第32条 (略) (組合費)</p> <p>第33条 組合費は、普通組合費と特別組合費とする。 2 普通組合費は、年間組合費1人当たり200円に本俸月額額の100分の2を加えた額の12カ月分とする。但し、納入の時期は毎月の給料日とする。</p>	<p>第10条～第32条 (略) (組合費)</p> <p>第33条 組合費は、普通組合費と特別組合費とする。 2 普通組合費は、年間組合費1人当たり200円に本俸月額額の100分の2を加えた額の12カ月分とする。但し、納入の時期は毎月の給料日とする。 3 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に係る普通組合費は別に大会で定める。</p> <p>【大会決議事項】 (1) 会計年度任用職員に係る普通組合費は、月額1,500円とする (2) 前号にかかわらず、報酬が月額で支給される会計年度任用職員に係る報酬月額が中央執行委員会で定める基本設定額^(※)を超える場合にあっては、報酬月額に応じ、100円単位で普通組合費を加算する。ただし、この場合にあっては、月額1,800円を上限とする。 (※) 概ね報酬月額の1%程度の組合費負担を考慮して設定予定</p>
<p>3～6 [略]</p>	<p>4～7 [略]</p>
<p>第34条～第44条 (略)</p>	<p>第34条～第44条 (略)</p> <p>附則 1 この規約は、2020年8月1日から施行する。 2 この規約の施行日の前日までに規約第7条第2項の規定に基づき組合員資格を得た会計年度任用職員にあっては、改正後の規約第33条第3項の規定にかかわらず、この規約の施行日の前日までに係る普通組合費については、免除する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

[改正事項 (組合員資格)]
組合員資格は常勤職員と同様とするも、会計年度任用職員の中には週に〇回といった勤務体系や、毎年だが季節的期間のみの雇用等、勤務形態が多様であることから、**組合加入にあたって資格の特例的な取扱いの検討が必要となる場合を想定し、詳細な組合員資格の取り扱いについて中央執行委員会**が別に議決する規定を設ける。

[改正事項 (資格喪失の特例)]
会計年度任用職員が1会計年度を上限とする任用であり、かつ、再度の任用も想定される任用形態であるため、**翌年度も継続して任用される見込みの場合は、組合資格を継続する扱い**を設ける。

[改正事項 (会計年度任用職員の普通組合費)]
今後の会計年度任用職員の賃金水準の改善に応じて柔軟に見直しをする必要があるため、規約上は「**大会で別に定める**」とし、大会決議で決定する取り扱いとする。
なお、大会決議事項では、**会計年度任用職員の処遇**(常勤職員との負担均衡や雇用が原則1会計年度であり身分が不安定)、**他自治体の組合費水準、組合活動への保障等を考慮して決定する**(6月20日県職労第124回定期大会での決議事項を掲載)。

[施行時期・経過措置]
施行は投票で全組合員の過半数の信任が得られたことを条件に8月1日を予定。
経過措置として、**改正規約が施行されるまでの間は組合費を免除する扱い**とする。

3 実施時期
加入月から対象とし、掛金は加入月から徴収します。

2 掛金額
月額300円とします(加入初回掛金には自治労共済出資金100円を加算する)。

助け合いの基本の「き」

組合員が、仲間の一大事をみんなで助け合う。そんな気持ちをカタチにした共済です。

じちろうの総合(慶弔)共済基本型

自治労共済本部

詳しくは所属する組合まで

単位：円

科 目			給付額 (自治労共済基本型)		
給付内容	死亡弔慰金	本人	500,000		
		配偶者	200,000		
		子	50,000		
		親	10,000		
		配偶者の親	10,000		
	住宅災害見舞金	1 火災	全焼・全壊	70%以上 400,000	
			2 落雷、破裂、爆発	半焼・半壊	50%以上 70%未満 360,000
				30%以上 50%未満 280,000	
			3 航空機の墜落、車輛の飛び込み等の損傷	一部焼・一部壊	20%以上 30%未満 200,000
				10%以上 20%未満 120,000	
5%以上 10%未満 80,000					
風水害等		全壊・流失・全焼	70%以上	160,000	
			20%以上 70%未満 80,000		
		一部焼・一部損壊	損害額が100万円を超える場合	16,000	
			損害額が20万円をこえ100万円以下の場合	4,800	
		床上浸水	全床面の50%以上にあたる浸水	150cm以上 80,000	
				100～150cm未満 54,000	
				70～100cm未満 38,000	
			全床面の50%未満にあたる浸水	40～70cm未満 26,000	
				40cm未満 16,000	
100cm以上 16,000					
地震等	全壊・流失	70%以上 50,000			
	半壊	20%以上 70%未満 25,000			
	一部壊	損害額が20万円を超える場合 5,000			
同居親族の死亡			20,000		
結婚祝金			10,000		
重度障害見舞金			500,000		
退職餞別金	掛金を納入した期間	3年未満	0		
	"	3年以上	18,000		

1 給付事案・給付額 (自治労共済生協基本型への再共済)

会計年度任用職員に係る 岩手県職員労働組合総合共済の取扱い (概要)

県職労規約の成立と同時に施行する予定
(規約改正に係る投票と密接に関連するため参考掲載)